

承認第3号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

専決第3号

損害賠償額の決定及び和解について

平成30年9月4日午後0時30分頃発生、台風21号の警戒出動のため、消防車両を移動する際、相手方車両損傷事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

平成30年11月21日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 事故発生年月日
平成30年9月4日
- 2 事故発生場所
南あわじ市志知中島192番地4大屋所組公会堂敷地内
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因

事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

台風21号の警戒出動のため、三原志知地区消防団団員が消防車両を移動する際、豪雨中で視界不良の中、駐車場に駐車中の本案件である相手方車両（三原志知地区の他の消防団団員所有）の左前方バンパーに接触して損傷を与えた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	57,315円